

(様式3-2) 調査研究活動記録票(先進地視察又は現地調査に要する経費)

NO.1

嬉野市議会議員

森田明彦

実施月日	令和元年10月28日		
実施時間	10時00分～11時00分		
調査先	国土交通省 水管理・国土保全局防災課		
調査所在	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館 第8会議室		
調査の目的	【講義】豪雨災害復旧事業について		
調査先担当者	国土交通省 水管理・国土保全局防災課企画専門官 <u>小野一英氏</u> 災害査定官 <u>細井俊一氏</u> 災害統計係長 <u>平川貴土氏</u>		
内容・結果等	◎ 国土交通省、災害復旧事業の主な流れ		
	○災害査定を待たず、被災直後から応急工事が可能(応急工事も災害復旧事業の対象)		
	○地方公共団体の意向を踏まえ、災害緊急調査、事前打ち合わせの実施、早期復旧支援		
	・ 査定設計委託費等の補助制度		
	①特に被害が激甚であると認められる災害(激甚災害等)の箇所・限度3年を5年に(打ち切りはしない) ②地すべり対策工事、橋梁、トンネル等の特殊工法実施箇所のうち、委託費等の額が、決定工事費が2億円未満の場合、500万円以上で決定工事費に対する割合が7%以上のも、決定工事費が2億円以上の場合は1,400万円以上のも ⇒ <u>これらの査定設計に要した費用の1/2を補助する。</u>		
	改良復旧事業 について被災箇所の原形復旧のみでなく、一連区間の施設機能強化を図る		
	・ まとめと感想 大規模災害発生時、緊急な場合において災害査定を待たずして応急工事が可能。地方の意向を踏まえ、早期復旧を支援、また、災害査定は地方の準備ができ次第全国から災害査定官を派遣して速やかに実施。また、改良復旧事業で、原形復旧のみでなく、災害を受けていない箇所を含む施設機能の強化を図る事業等、災害が、毎年の様に起こる現状の中、国の政策を直接学ぶ機会を得、当市の災害施策へ生かせる様に研究したい。		
	経 費 の 内 容		
	支 払 先		
	上記活動に要した経費	旅費及び宿泊費 (ビジネスパック) 佐賀～東京往復航空券 東京1泊分宿泊費含む	
合 計			48,120

(様式3-2) 調査研究活動記録票(先進地視察又は現地調査に要する経費)

NO.2

嬉野市議会議員

森田明彦

実施月日	令和元年10月28日		
実施時間	11時00分～12時10分		
調査先	農林水産省農村振興局		
調査所在	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館 第8会議室		
調査の目的	【講義】豪雨災害復旧事業(農地・農業用施設等)について		
調査先担当者	農林水産省農村振興局防災課 課長補佐 中邨栄二郎 氏		
内容・結果等	◎、災害復旧事業(農地・農業用施設等)の概要		
	○ 趣旨として災害復旧事業は、地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設等の早期復旧を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安定性を向上させることを目的とする。		
	○ 内容として地震、豪雨等により被災した農地、農業用施設及び海岸保全施設等の災害復旧を行う。 ○ 事業主体は、国、都道府県、市町村、土地改良区等		
	○補助率 国費率、補助率:50/100、65/100等 ※農家一戸当たりの事業費により国費率、補助率の嵩上げ制度あり。また、激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度あり。(過去5年間の実績を見ると、農地95%、農業用施設約98%に嵩上げ)		
	○ 小規模災害への対応 事業費40万円未満の小規模な箇所であっても、諸条件に合致すれば国からの支援を受けることが可能である。また、同一工種で150m以内の被災箇所は1箇所工事		
	・まとめと感想 近年の異常気象が引き起こす、集中豪雨による冠水被害、また、土砂崩れなどの農地災害復旧事業は、基本補助率50%から、市町村の災害復旧事業費と被災農家戸数に応じて国庫補助率が嵩上げされ、農家負担が軽減される。また、激甚災害に指定の場合は補助率が95%になる事、また、被害拡大防止の為の応急仮工事などでは、国に届け出ること無く出来る。		
	経 費 の 内 容		
	旅費及び宿泊費		
	NO1に同じ		
	合 計		
上記活動に要した経費			0